

令和3年度 第6回大島町農業委員会総会議事録

令和3年度定例大島町農業委員会が、令和3年9月24日（金）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|---------|
| 1、土屋茂 | 2、春木望 | 3、五十嵐初代 | 4、小坂一雄 | 5、山本政一 |
| 6、向山吉昭 | 8、笠間隆夫 | 9、新保鐵雄 | 10、中拂晶 | 11、中村富長 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 | 3、橋爪重徳 |
|--------|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農地利用最適化推進委員 3、橋爪重徳

4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長
本間百展 主事

5、付議された案件

日程第1：会長報告

日程第2：農地の権利移動の許可及び、権利設定の許可について

日程第3：その他

6、本日の書記は次の通り

主事 本間百展

土屋議長 それでは、令和3年度第6回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名、欠席委員は0名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は3名中2名参加して頂いております。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は9番委員と10番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名いたします。それでは日程第1「会長報告」について事務局より説明をお願いします。

事務局(本間) はい、日程第1「会長報告」について説明いたします。農地の転用事実に関する照

会書についてです。それでは、農地の転用事実に関する照会書についてということで説明させていただきます。申請人は□□▲丁目▲番▲号、〇〇。申請地は□□▲番▲。面積は▲平方メートルです。照会事由ですが、畑を山林に地目変更するためというものです。9月3日の現況調査には農業委員3名、土屋さん、笠間さん、小坂さんと事務局1名で行いました。現地は、6ページの写真のとおり山林となっておりますので、地目の変更はやむなしと判断いたしました。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。続きまして日程第2、「農地の権利移動の許可について」議案第5号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(本間) はい、日程第2「農地の権利移動の許可について」ということで9ページからになります。それでは説明させていただきます。農地の権利移動の許可について、議案第5号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲、〇〇、▲歳。譲渡人は□□▲番地、〇〇、▲歳。申請地は、□□▲-▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を有償にて取得し、野菜等を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□の坂を登り、▲メートル程道なりに進み左折し、そのまま▲メートル程進んだ進行方向右手側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、6番。

向山委員 議案第5号、〇〇からの農地の権利移動の許可の申請についての補足説明をいたします。令和3年9月19日の日曜日、地元委員の中村さん、小坂さん、私の3名と申請者の〇さんの4名にて、申請地の現地確認・調査・見回りをいたしました。その結果、3人とも申請通り異議なしと認めましたので、各人の方々もよろしくをお願いいたします。まず申請地ですが、農振畑となります。北側は農振及び普通畑、東側は宅地になっており、その隣が譲受人の〇〇さんですが、そこは混合地、普通畑で一部が農振畑となっています。南側が農振畑と山林、西側が宅地です。申請地の周りはサンゴジュや樫や椿の大木に覆われる山林、農地利用状況調査では今まで荒廃Bとなっております。申請地内にはいつ建ったのか分からないですが、錆びついて腐っている古いパイプハウス、間口が5メートル、奥行きが10メートル程度のものが2棟ありますが、使用不可能かと思えます。その他にいつ倒れてもおかしくないような2坪くらいの作業小屋が建っております。中は雑木に覆われています。地内は平らなので、〇さんは伐採、開墾し、本人が持っているユンボで耕耘し、その後に野菜を栽培する予定です。日照時間も長く、海岸からも離れておりますので、塩害も考えられません。家庭用と農業用の水道も、敷設、管理済みです。土手になっているため、近隣への土砂や雨水の流出も考えられません。申請地は長期間にわたって耕作放棄地となっておりますので、放棄地の解消にもなると思えますので、よろしくをお願いいたします。場所は先ほど事務局が説明した通りです。以上で補足説明を終わります。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、議案第5号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手)

全員賛成ですので、議案第5号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第2、「農地の権利移動の許可について」について議案第6、7号を一括で上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(本間) 農地の権利移動の許可について、議案第6、7号を一括でご説明いたします。というのも今回所有権を移転する場所の面積が下限面積に足りないため、6、7号を一括で行うことによって、下限面積の要件を満たす形になります。まずは6号の方からご説明いたします。12ページからになります。申請人及び譲受人は□□▲-▲、〇〇、▲歳。譲渡人は□□▲-▲、〇〇、▲歳。申請地は、□□▲-▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を有償にて取得し、野菜、果樹等を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者2名です。労力状況につきましては、労働力男1名、女1名です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□の坂を登り▲メートル程進み右折し、進んだ進行方向左手側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。続きまして、議案第7号をご説明いたします。15ページからになります。申請人及び譲受人は□□▲-▲、〇〇、▲歳。譲渡人は□□▲番▲、〇〇、▲歳。申請地は、□□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を無償にて5年間貸借し、野菜、ツバキ等を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者2名です。労力状況につきましては、労働力男1名、女1名です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□より□方面に▲メートル程進み右折してすぐ左手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、10番。

中拂委員 〇〇より申請がありました農地法第3条「農地の権利移動の許可について」と「農地の権利設定の許可について」一括で説明いたします。まず、「農地の権利移動の許可について」ですが、場所は事務局から説明がありましたので、割愛いたします。先週の木曜日に農業委員3名、山本、新保、中拂と事務局の本間、さらに申請者ご夫婦2人立ち会いのもと見てまいりました。面積は狭いのですが、申請地の東側が山側で、西側が海側となっており、住宅があります。南側が元町側となりますが、竹藪に囲まれています。面積は狭いのですが、草刈がきちんとされており、きれいに管理されていました。現在は全面ではなく一部なのですが、夏野菜の残りや、大豆が植わっていました。管理がきちんとされており、今すぐにも全面に作付けすることも可能だと思います。

今後の申請者の予定ですが、奥さんは口の方、ご主人は口の方で、生活基盤を大島に移ってきて、そこで農業もやっていきたいということで、申請がありました。今後の予定としては、野菜を植えたり、果樹も植えたりしてみたいということです。現在考えている果樹としては、ウメ、レモンといったところを考えているとのことでした。何の問題もないかと思われまます。続きまして、「農地の権利設定の許可について」これも先ほど場所の説明がありましたので、割愛させていただきます。都道と縦道に面した角地です。入口は南西部の角、入ってすぐのところのアスファルトが敷き詰めてあります。その先の北側が3分の1までが耕作可能地、その先は椿が植わっている場所、半分から北側は椿が点在していますが、主に萱場となっております。申請地の3分の1程度、東側にも椿が植わっている状態でした。現在、アスファルトの先の耕作可能地にはサツマイモが植えてありました。その北側と東側が椿、その先は萱場という状態です。今後ここもやはり野菜を作っていきたいということです。椿は植わっているものを利用し実を採取し、椿が植わっているところには野菜としてアシタバを考えているということでした。萱場なのですが、萱も多少利用したいので、そのまま残したいということです。野菜を作る手前、そこは一部キレイにして野菜を植えるのではないかと思われまます。ここに関しても、問題ないと判断いたしました。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、6番。

向山委員 記憶が曖昧なのですが、下限面積はいま▲平方メートルですよ。

事務局(本間) はい。

向山委員 これは自己所有地プラス他から仕入れた土地で▲平方メートル以上ですよ。

事務局(本間) はい。

向山委員 この場合、借地でもいいんですよ。

事務局(本間) はい、耕作面積が▲平方メートル以上になれば問題ないです。

向山委員 借地でもですね、分かりました。ありがとうございます。

土屋議長 その他、ご意見はございますか。はい、4番。

小坂委員 6号議案の方で果樹も植えるとありますが、7号議案の▲平方メートルの方は野菜だけですか。果樹はこちらには植えないのですか。

中拂委員 果樹のことは仰っていませんでした。ただ▲年間の貸し付けということがまずありますので、果樹を植えた場合にどうなるかということを考えていらっしゃるのではないかと思います。

小坂委員 6号議案の方では果樹を植える、こっちも▲年間ですよ。

中拂委員 いえ、こちらは借り入れではなく購入です。

小坂委員 自分の土地になるんですね、分かりました。

中拂委員 面積が狭いので、こちらの果樹も目隠し程度かと思えます。住宅があるので、砂が飛ぶのを防ぐといったようなことを考えて、今のところ何本でもないかとは思いますが、縁に植えたいと仰っていました。

小坂委員 あとのほうは借り受けるということですよ。

- 中拂委員 そうです。▲平方メートルの方は借り受けるもので、それで▲年間の制約があるので、果樹はちょっとということだと思います。
- 小坂委員 ▲年間という制約を考えると果樹は無理かなと思ってということですね。
- 土屋議長 その他はよろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、議案第6、7号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (挙 手)
- 全員賛成ですので、議案第6、7号については、原案のとおり承認いたします。続きましては日程第3「その他」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局(本間) はい、日程第3「その他」になります。19ページになります。「第48回農業委員会等功労者」並びに「令和3年度の農業功労者」表彰事業の実施ということで来ております。毎年やっているものになりまして、大島町からは今まで農業委員会の在籍年数15年ということで表彰を受けております。ここにいる農業委員さんの中では、中村さん、土屋さん、小坂さんが以前15年の表彰を受けた方々になります。今回の対象となる方が2名いらっしゃいまして、春木さんと向山さんが2007年から農業委員会に所属していただいておりますので、15年ということで表彰の対象になっております。お二人は後ほど個別で表彰を受けるかどうかお話をいただければと思っております。続きまして「その他」別の議案になりますが、先月農業委員会の人数の関係なのですが、人数の規定があるのは上限のみでして、下限の決まりというのは町の中の農業委員会の定数条例で人数が決まっております。特に上限があるだけで、法律では下限はないので、少なくとも問題はないとのことでした。町の条例上、募集をし続けなければいけないということであれば、募集をし続けてくださいということでした。なので、人数は減らさなくても問題ないという形で考えております。
- 小坂委員 町の条例では、定数は14名ですか。
- 事務局(本間) 定数は14名で、うち3分の1の欠員があればすぐに募集をかけることになっているので、法律上では最低限何人いなさいというのはないのですが、町の条例の中で3分の1以上の欠員は出してはいけないとなっていますので、もし足りない場合はずっと募集をかけ続けることになります。現行の人数の半数以上の出席があれば、農業委員会の開催はできるので、人数が少なくなっても募集をかけ続けるということで、動かしていただければ、今回の定数14名から削減する必要はないかと思えます。
- 小坂委員 14名の3分の1、5名いれば農業委員は大丈夫なのですね。
- 事務局(本間) 5名いなくなってしまうと募集はずっとかけ続けることになります。
- 小坂委員 募集はかけ続けることになりますが、農業委員会自体はどうなりますか。
- 事務局(本間) 農業委員会自体は何人でも問題はありません。
- 小坂委員 分かりました。
- 事務局(本間) 但し、会議を実施する際には半数の出席が必要になりますので、例えば少なすぎるかもしれませんが、5名しか委員が居ない場合、議長と委員2人の最低3人いれば可能ではあります。賛成と反対で分かれた際には最後は議長の決定になりますので。
- 土屋議長 その他、この件につきましてございますか。事務局からもよろしいでしょうか。

事務局(本間) そうしましたら、続きまして先月出た農業委員会だよりの件になります。何件か候補を挙げていただきまして、皆さんに聞いてきました。○さんに関しては、レモンは今年でやめる予定になっておりまして、だいぶ放置しているのだから来てくれとのことでした。養豚の○さんも、ちょうどいらした際にお話ししたところ、折角であればもう少し軌道に乗って規模が大きくなってきたところで是非とも見に来てほしいということでした。今は頭数も少なく、規模も小さいうえ、防護服を着ると最大3人までしか対応できないとのことでした。○さんのクチナシについても、時期が終わっており見るものがないのではないかとのことです。また○さんですが、先ほどお電話しまして、見に来ていただいと回答をいただいております。10月の15日と22日は小学生が見学に来る予定で、そこだけ外してほしいとのことでした。但し、そちらもまだ予定が確定していないので、多分金曜日だと思うので、金曜日以外であれば受け入れはいつでも大丈夫だと思いますとのこと、本人は仰っていました。また来るときに連絡してほしいとのことでした。

向山委員 来月の委員会の後で、一緒にできないでしょうか。

事務局(本間) 大丈夫です。そうしましたら、来月25日の農業委員会後ということによろしいですか。

小坂委員 何曜日ですか。

事務局(本間) 月曜日になります。

土屋議長 どうですか。それでよろしいですか。

事務局(本間) よろしければ、もう一度改めて依頼のために電話させていただきますので。

小坂委員 いまのところ一軒だけですか。

事務局(本間) 一軒だけです。普及所にも確認したのですが、普及所も新しいものは特にないのではないかとのことでした。いま候補に挙げたレモンやクチナシというところになってしまうので。○さんのレモンでよろしいですか。

土屋議長 それでは決定でよろしいですね。

(～賛成の声 多数～)

事務局(本間) それでは25日で調整させていただきます。小学生が先に○さんとお話されていることもあり、もしそこの受け入れが25日になってしまったということであれば、改めて調整させてください。

土屋議長 この件につきまして、よろしいですか。あと他にございましたら。

事務局(本間) もう一点、最後になりますが、今のところ延長という話も出ていないですし、今月末で緊急事態宣言が明ける予定になっているかと思えます。まん延防止等の措置も取られるかと思えますが、今のところまだはっきりしたことが分かりません。ただ、緊急事態宣言が明けて、まん延防止等がなくなったとしても、会議の場や現地確認の場ではマスクの着用等、気を遣っていただくようお願いいたします。

土屋議長 その他で何かございませんか。はい、4番。

小坂委員 聞き忘れてしまったかもしれませんが、本日の議事録署名委員というのは誰ですか。

土屋議長 9番と10番委員です。

事務局(本間) 先月6番と8番委員になります。

小坂委員 分かりました。

土屋議長 よろしいですか。他にはないですか。特にはないようですので、これもちまして第6回
大島町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員